

府政原防 410 号
平成 28 年 7 月 1 日

東北電力株式会社女川原子力発電所に係る緊急事態応急対策等の拠点となる施設
(女川暫定オフサイトセンター) について

内閣府政策統括官 (原子力防災担当)

東北電力株式会社女川原子力発電所に係る緊急事態応急対策等拠点施設 (原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。) 第 12 条第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。) については、東日本大震災において全壊し、再建の途上にある。

こうした現下の状況に鑑み、同発電所に関し、原災法に基づく緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する際には、暫定的に、下記施設を拠点とすることとし、原子力災害現地対策本部についても、基本的に同施設に設置することとする。

なお、本措置は、あくまで暫定的なものであり、内閣府としては、宮城県、女川町を始めとする関係者との緊密な連携の下、法定の要件を充足する緊急事態応急対策等拠点施設の再建を可及的速やかに進めるべく、必要な対応を進めていくものとする。

記

○東北電力株式会社女川原子力発電所に係る緊急事態応急対策等の拠点となる施設

名称：女川暫定オフサイトセンター (旧宮城県消防学校)

場所：宮城県仙台市宮城野区安養寺三丁目 1 5 - 1 8

(以上)